

新見市立塩城小学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年度

いじめに関する現状と課題
・学年にかかわらず児童の人間関係は良好であるが、時として言葉や行動が暴力的になり、トラブルになることがあるため、定期的・計画的な指導を欠かしてはならない。 ・毎学期、「すこやか相談」（児童との教育相談）を行い、いじめの早期発見に努めている。 ・学級の人間関係を把握するためのアンケート調査（i-check）を年2回行い、人間関係作りに生かしている。 ・いじめの早期認知、適切な対処のために、家庭と学校の連携を大切にする。 ・令和6年度は、「いじめ」として認知した事例が2件あった。指導を継続し解消に努めた。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめの未然防止のために、児童一人ひとりが集団の一員として安心して自分の力を発揮できるような支持的な風土づくりをめざす。そのため、児童一人ひとりが存在感や自己実現の喜びを味わえるような体験活動の充実を図る。 ・全教職員で共通理解し、いじめの早期発見、未然防止に取り組むとともに地域、家庭や関係諸機関との連携を図る。 〈重点となる取組〉 ・いじめの早期発見のために、毎学期、「すこやか相談」を行い、その結果を職員会議で共通理解する。 ・毎月第3週を「心の相談週間」とし、児童がいつでもどの教職員にでも相談できるようにする。 ・あいさつ週間を毎月第1週に設定し、コミュニケーションの基礎を徹底して身に付けさせる。 ・人権週間中の取組として標語作りや人権意識を深める授業を行ったり、「なかよし集会」を計画したりして、お互いのよさを認め合い、いじめを許さない風土を培う。 ・情報モラルに関する校内研修や保護者への啓発活動を行う。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
〈連携の内容〉 ・学校基本方針を参観日等で保護者に説明し、いじめ問題に関する保護者の理解を得る。 ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口を紹介し、活用を促す。 ・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での見守りを願います。 ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方についての情報提供を行う。	いじめ対策委員会 〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。 〈対策委員会の開催時期〉 ・いじめと認知された事案が発生した時 〈対策委員会の内容〉 ・緊急職員会議を開き、全教職員に周知 〈構成メンバー〉 ・校内 校長 教頭 生徒指導主事 担任等 ・校外 PTA会長 PTA副会長 学校運営協議会委員 全 教 職 員	〈連携機関名〉 ・市教育委員会 スクールカウンセラー ・県教育委員会 スクールソーシャルワーカー ・新見警察署 〈連携の内容〉 ・保護者支援のための専門スタッフの派遣 ・ネットパトロールによる監視 〈学校側の窓口〉 ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組
① いじめの防止 ◎認め合い、支え合う集団を育てる。 ・縦割り班活動を積極的に取り入れて、異学年同士の交流の充実を図る。 ・学級活動、道徳の授業だけでなく、年間の教育活動全体を通じた指導を充実させ、いじめをしない相手を思いやる優しい心を育む。 ◎居場所づくり ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・ネット上のいじめを防止するために、保護者とも連携しながら情報モラル教育に関する授業や研修を行う。 ◎職員研修 ・教職員の指導力向上のための研修として、ネット上のいじめに関する研修や情報モラルに関する研修を行う。 ② 早期発見 ◎定期的なアンケート調査等による実態把握 ・児童の実態把握のためのアンケート調査を毎学期1回行い、それをもとにした児童との教育相談を行う。また、年2回程度の保護者との教育懇談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 ◎相談体制の確立 ・相談担当の教職員を児童へ周知したり、心の相談週間を設けたりするとともに、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かい声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ◎情報共有 ・児童の気になる変化があった場合、直ちに管理職へ報告し、職員連絡会や職員会議、校内研修で全職員に報告し共通理解を図る。 ◎家庭との連携 ・家庭で児童の気になる変化があった場合、速やかに担任へ連絡帳や電話等で知らせてもらい、臨時に教職員と保護者との面談を行い、情報の共通理解を図り、いじめの早期発見に努める。 ③ いじめへの対応 ◎教職員の組織的な活動と関係機関との連携 ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し速やかに対応する。 また、教育委員会へ報告をし、状況に応じてSC、SSW、警察等関係機関へ相談する。 ◎いじめの有無の確認 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの有無の確認を行う。 ◎いじめられた児童への支援 ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。 ◎いじめた児童への指導 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であると毅然とした対処を行う。さらに、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切な指導を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係などの背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ◎いじめを繰り返さないようにする指導 ・いじめが解消された後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめられた児童、いじめた児童については全職員で日常的に注意深く観察する。